

令和2年度 初任運転者安全教育受講助成金交付要綱

令和2年3月26日制定  
(一社)兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)は、会員事業者(以下「会員」という。)が、新たに運転者を雇い入れた場合、国土交通省の「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」告示に基づき決められた内容(12項目)を一定の時間(15時間)以上教育を施すことが義務付けられているが、会員の負担も大きいことから、一部その負担を軽減するとともに、専門機関でのより充実した安全教育を受講されることにより、安全運転・事故防止に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 会員で兵庫県にある営業所所属の初任運転者が、兵ト協が指定する講習会(別紙1)を受講した場合に発生する受講料を対象とする。

(助成額)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

- ・1名につき10,000円
- ・1会員で上限を3名まで

(交付申請)

第4条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める交付申請書を期日までに、兵ト協に提出しなければならない。

- ①初任運転者安全教育受講助成金交付申請書(様式1)
- ②請求書及び領収書の写し
- ③受講修了証の写し
- ④受講者名簿(別紙2)

(申請受付期間)

第5条 申請期間は、令和2年6月12日から令和3年3月10日までとする。

附 則

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。